

平成 28 年 第 2 回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第 47 号

平成 28 年第 2 回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 28 年 4 月 21 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 28 年 4 月 27 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 28 年第 2 回まんのう町議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 28 年 4 月 27 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 合 田 正 夫	4 番 三 好 郁 雄
5 番 白 川 正 樹	6 番 関 洋 三
7 番 白 川 年 男	8 番 白 川 皆 男
9 番 大 西 樹	10 番 藤 田 昌 夫
11 番 松 下 一 美	12 番 三 好 勝 利
13 番 大 西 豊	14 番 川 原 茂 行
15 番 田 岡 秀 俊	

十

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

14 番 川 原 茂 行	1 番 竹 林 昌 秀
--------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 多 田 浩 章
-------------------	---------------------------

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫	総 務 課 長 高 嶋 一 博

企画観光課長	長 森 正 志	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	生涯学習課長	松 下 信 重
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課	山 内 直 樹

○関洋三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。新緑がまばゆい一年で一番過ごしやすい季節になりました。本日、平成28年第2回まんのう町臨時会をお願い申し上げましたところ、公私ともに大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

本日の臨時議会に上程させていただいておりますのは、議案3件、諮問1件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、本日の日程終了後、休憩を取り議会運営委員会を開催していただき、議会構成に関する協議をお願いし、同意が得られましたら日程に追加することといたしたいと思います。日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案3件を受理いたしました。

次に、人権擁護委員法第6条の第3項の規定に基づく諮問案1件を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告をお願いします。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会の、御報告を申し上げます。

4月22日、午後1時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会の委員全員6名が出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

なお、本日の日程終了後、休憩をとり議会運営委員会を開催し、議会構成に関する協議をお願いし、同意が得られたら日程に追加したいと思います。

それでは、御手元に配布されております、議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）即決でお願いします。

日程第5 議案第2号 専決処分の承認について（まんのう町 税条例の一部改正について）即決でお願いします。

日程第6 議案第3号 専決処分の承認について（まんのう町 国民健康保険税条例の一部改正について）即決でお願いします。

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決でお願いします。

十

以上の日程で、意見の一致を見、午後2時00分に委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、14番、川原茂行君、1番、竹林昌秀君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○関洋三議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認について（まんのう町固定資産評価審査委員会 条例の一部改正について）

○関洋三議長 日程第 4、議案第 1 号 専決処分の承認について（まんのう町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 1 号の専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分は、まんのう町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてで、ございます。

まんのう町固定資産評価審査委員会条例は、先の平成 28 年 3 月定例会において、まんのう町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の第 4 条として、御承認をいただき平成 28 年 4 月 1 日から施行となっておりました。しかしながら、承認以降、新たに適用区分として、地方自治法に定める公示等がなされた場合は、なお、従前の例による旨の条項を附則の 3 に追加する必要が生じました。

このことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものです。

なお、あわせて、先の改正の折、変更ができていませんでした第 4 条第 2 項第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に 1 号を加え第 3 号として、「審査の申出の趣旨及び理由」を加える。また、第 10 条中「第」を「前」に改めるものです。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第 1 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第2号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）

○関洋三議長 日程第5、議案第2号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布されたことに伴う税条例の改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 税務課長、脇隆博君。

○脇隆博税務課長 それでは、議案第2号の専決処分、「まんのう町税条例の一部改正」につきましてその主な改正内容を説明させていただきます。

第1条についてです。

1ページ、第56条の改正につきましては、「独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る」を付け加え、2ページで「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に変更するものでございます。

2ページ、第59条は、第16号を付け加えるものでございます。

3ページ、附則第10条の2第4項は、法附則第15条第2項6号を法附則第15条第2項第7号に、第8項から13項は新設でございまして「わがまち特例の割合を定める規定」でございまして。

4ページ、附則第10条の3第8項5号は、「熱損失防止改修住宅」について「令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加えたものでございます。

5 ページ、第 2 条でございます。

これは、町たばこ税に関する経過措置でございまして、第 3 条第 3 項の読み替え規定で、各様式の前に施行規則を付け加えるものでございます。

6 ページ第 7 項は、「新条例」を「町条例」「同条例」にそれぞれ改めるもので、申告書の条を変更するものです。

10 項、7 ページ 12 項、14 項もそれぞれ条項を適正なものに改めるものでございます。以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第 2 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第 3 号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）

○関洋三議長 日程第 6、議案第 3 号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 3 号の専決処分の承認について、その提案理由を申し上げます。

この専決処分は、まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

この専決処分につきましても、議案第2号と同様、平成28年3月31日に公布された地方税法等の改正に伴うものであり、施行日が本年4月1日となっていることから、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 税務課長、脇隆博君。

○脇隆博税務課長 それでは、議案第3号の専決処分、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正につきまして説明をいたします。

この改正は、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び保険税軽減の拡充を図るものでございます。第2条の改正は、課税限度額の見直しについてです。中間所得層の負担に配慮した改正として85万円から89万円へと引き上げるものでございます。内訳といたしまして、課税限度額のうち基礎課税額が52万円から54万円、後期高齢者支援金等課税額が17万円から19万円にそれぞれ引き上げられます。これに伴う影響額につきましては、平成27年度ベースで152万円程度、世帯数は、延べ45世帯程度となっています。

なお、御手元に配布しております今回改正の他市町の状況でございますが、善通寺市を除きます全市町で同一歩調となっております。

高松市におきましては、国民健康保険料となっております。

次に、保険税軽減の拡充につきましては、中、低所得者層の負担に配慮した改正として、5割軽減及び2割軽減の対象者を拡大させるものとなっております。

第21条2号で、5割軽減世帯の基準額の計算を26万円から26万5千円に引き上げるものでございます。2割軽減世帯の基準額を47万円から48万円に引き上げるものでございます。これに伴う影響額は、平成27年度ベースで88万円程度の減額、影響世帯は延べ64世帯程度となっています。内訳といたしまして、2割減額から5割減額世帯、15世帯、軽減なしから2割減額世帯へは49世帯となっております。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質問は、議席番号1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 課税限度額の引き上げにより、45世帯112万円分が増額となり、軽減拡大によって64世帯分で88万円の減額となるという見通しの説明であります。

これは3月の当初予算において、既に、この金額は反映されているものか、それとも今回のこの改正分は、いまだ予算書に反映されてないものか、この説明をまず1点求めたいと思います。それからですね、もう一つ国民健康保険の基金残高が底をついていますね。この程度の増額で、ことし、あるかもしれない国民健康保険の補正予算に対応できるのかどうか更なる税額の拡大、増税すべきなのか、それともルール分以外の一般財源の投入の

可能性があるのか、この後の展望を今の時点でお伺いしておきたいと思います。と申しますのは、一挙に増額の予算請求が出て、我々驚いて紛糾が予想されますので、非常に重大な住民負担にかかわる部分であって、少しずつ情報提供をしていただいて、我々も覚悟を固めておいて、落ち着いた審議となることをお伝えするかであります。

以上、御答弁をお願いします。

○関洋三議長 ちょっと、お待ちください。質疑に当たりましては、事務局長と打ち合わせしておりますが、事務局長の説明を一旦お聞ききいただきたいと思います。

読み上げさせます。

○青野事務局長 今の竹林議員さんの質問の内容になりますけど、あくまでもこれは、専決処分の承認ということで、地方税法等の改正に伴って専決処分をしたということになります。ですから、今、竹林議員さん自分の意見を交えたということについては、質疑には意見を交えてはならないということになっておりますので、その点ご了解いただいたらと思います。

○関洋三議長 それを含めて答弁しますので。

担当、税務課長、脇隆博君。

○脇隆博税務課長 それでは、竹林議員さんの質問にお答えします。

何点かありましたが、私どもとしましては、まず第一点目の28年度予算に反映しているのか、ということですが、この改正がきましたのが3月31日付けでございますので、当然予算の提出には間に合っておりませんので、これは加味しておりません。

以降の御質問につきましては、私どもの内容ではないと考えております。

○関洋三議長 再質問、質問者、議席番号1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 国の法律改正に伴う法律改正でありますけれども、国民健康保険税、固定資産税も住民税も地方自治の根幹でありまして、国は基準とするところを示すのみで自治立法権そのものでありまして、いかに専決処分といえども増税の内容、それに伴う展望については、議会審議にまことにふさわしく、それを下げては地方自治の本質を損なうものと考えます。ここで、深い論議は避けますが議員諸賢、それから執行部の皆さんの内部においても、この件について御協議くださるようお願い申し上げます。

私としましては、突如、国民健康保険の基金が払拭しておるから、どうこうという議案が出てこられても困るわけでありまして、途中の経過説明があつてしかるべき、事前に覚悟すべきものと心得るわけであります。

以上、よろしく皆さま今後、御協議をお願い申し上げます。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 討論でありますので、反対の立場で討論させていただきます。ただ、専決処分ですから、あんまり言いたくはないんですが、議案1号、2号については、名称の変更だけでありますのでいいですけども、今、竹林議員がくしくも言ったとおり軽減するであれ増額するであれ、町民生活に直接影響する部分であります。そういった部分を軽々しく専決処分をする国の方針が、僕は、おかしいと思っていますので、特別ですね、影響する部分が少なく、権限されるのでええやないかという意見があるとは思いますが、私は直接かかわる金額については、賛成できる立場ではありませんので反対の討論にさせていただきます。以上です。

○関洋三議長 続きまして、賛成討論をお願いいたします。

賛成討論、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 今回の増税、軽減については賛成であります、これで終わるものではないというのが、私の先ほどの意見陳述でありまし、賛成やむなき次第と専決処分がいいとは思いますが、賛成します。賦課し、徴収するものこそ議会の出番であり、専決処分は望ましくないと申し上げます。以上でございます。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 討論ないようです。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

はい、わかりました。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○関洋三議長 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員候補の推薦について、次の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所 まんのう町佐文1014番地1 氏名 きた やま のぶ お 北 山 信 夫

生年月日 昭和26年 5月20日生まれ

人権擁護委員は、人権擁護委員法を根拠とし、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましては、現在8名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されているところであります。

また、人権擁護委員の任期は3年ですが、仲南地区、北山信夫氏が平成28年9月30日をもって任期満了になりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き、同氏を人権擁護委員に推薦するものでございます。

同氏は、長年、県職員に奉職され、農業大学校校長を最後に退職されたが、これ以降も地域において積極的に様々な活動に参加し、地域社会で信頼されております。人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから適任であると考えておりますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決したいと思います。

お諮りいたします。ただいま、議題になっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。こよって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに決しました。

それでは、開会時に申し上げましたが、議会構成に関する協議にはいたいと思います。

議会運営委員の皆さんは、第1委員会室に10時15分に御参集ください。他の議員の

皆さんは、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催しますので、控室等でお待ちください。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10:03

再開 午前 10:35

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、議会を再開いたします。

ただいまの休憩中に私から、白川副議長に私の議長辞職願を提出させていただきました。

ただいまをもちまして、本席を白川副議長と交代をさせていただきますので、後、よろしくお願いを申し上げます。

○白川皆男副議長 皆さん、おはようございます。何分初めてのことで、スムーズに会議が進みますように、協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

ただいま議長より、辞職願が出ましたので報告させていただきます。

議長辞職の件を、議事日程に追加することに議異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川皆男副議長 異議なしと認めます。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として、議題とすることに決定しました。

追加日程第8 議長辞職

+

○白川皆男副議長 追加日程第8、議長辞職の件を議題とします。

本件については、除斥に該当しますので、地方自治法第117条の規定によって、関洋三君の退場を求めます。

〔関洋三議長 退場〕

○白川皆男副議長 職員に辞職願を朗読させます。

○青野議会事務局長 それでは、辞職願を朗読いたします。平成28年4月27日、まんのう町議会 副議長白川皆男殿、まんのう町議会 議長関洋三、辞職願、この度、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○白川皆男副議長 お諮りします。関洋三君の議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川皆男副議長 異議なしと認めます。

よって、関洋三君の議長の辞職を許可することに決定しました。

除斥を解きます。関洋三君の入場を願います。

〔関洋三議員 入場〕

○白川皆男副議長 ここで、前議長関洋三君の御挨拶があります。

○関洋三議員 笑われたら、笑われただけ偉くなる。叱られたら、叱られただけ賢くなる。叩かれたら、叩かれただけ強くなる。きょう、朝の新聞に2,000本安打を達成した記事の中に、そのような文言がありましたので、私、議長職、最終日を迎えて、朝刊を見て、特にこの叩かれたら、叩かれただけ強くなる。特に、感じたわけでございます。

本席、予定もしていなかった御挨拶の時間を頂戴することになりまして、原稿もなしで思いつきで、少しお話をさせていただくことをお許し願いたいと存じます。2年間、大変お世話になり、ありがとうございました。振り返ってみましたら、色んな事がございましたけども、2年間の中で特に印象に残っておるのを申し上げますと、やはり私は、東京で開催されました全国議長会に2回ほど参加させていただきました。NHKホール、年末テレビ番組で紅白歌合戦の開場になるNHKホールで、最前列のど真中に座りまして、その会議に参加をさせていただいたことが、特に印象に残っております。そういうのも含めまして、全国の議長さんと話す機会を得られました。四国、香川県は大変ええとこだ、といわれました。そして、香川県内におきまして8市9町、特に9町の町で議長会もありますので、高松によく出向いて、議長会にも出席させていただきました。まんのう町はええとこだ、とよくいわれました。外へ出て初めて、まんのう町の良さ、香川県の良さを感じたわけでございます。

これから、後に続く新しい議長、副議長、これからの町を担っていただける人に、そのような経験を十分重ねていただき、勉強してもらえたらええかなと思いますし、またそれが、議会の発展につながるんでないかと、またそれによりまして、まんのう町住民の多くの皆様の幸せにも近づいてくるのでないかと感じたわけでございます。

もう一つの辞職の理由といたしましては、2年間色んな事がございました、お話するものはばかりですが、あえて申し上げますと、改選時期の初定例議会におきまして、町長、不信任案がでました。否決ではありました。その時の責任はものすごく感じたわけでございます。議会運営上の責任は議長にありますので、大変強く感じました。

ただ、それで終わることなく、その年の暮には一議員の不祥事によりまして、議員辞職勧告決議案またそれと採決、そして、その後議員が辞職したという流れがございました。きっかけは、私も同席いたしておりましたし、車では同乗もしておりました。全責任は、私にあると思います。

また、昨年暮れからことしにかけましては、私議長による同僚議員への厳重注意を2件ほどございました。これもすべて、私の不徳のいたすところでございます。こういう全責任が、強く感じたわけでございますので、今回この機に刷新という形が一番ええというふうに感じたわけでございます。

当然2年前の改選時期に、2年任期、議長職・副議長職・各委員会構成も2年ということで、申合せがありましたので、当然それを尊重し忠実に守るという気持ちでありました。最初の一年はそういうことで、大変苦しみました、後の一年は自分の気持ちの切替えをいたしまして、取りあえず辛く思わないで、楽しくやると、それには元気でおらない

かんということで、役場に来る時には、歩いて来たり自転車に乗ってくるようにしました。きょうも、雨の中歩いて参りました。お宮さんにも、参ってきました。そういうなかで、自分が健康にもなれるし、ストレス解消にもつながって参りました。2年間の思いは、いろいろありますが、これから私は、栄えある、伝統ある、まんのう町議会の元議長として、その名前が自分の人生で最後まで消えることがないでしょう。その分、その名前に傷がつかないように、それを維持できるように、ふが悪ないように人生を歩んでいかなければならないと肝に銘じておるところでございます。それに伴いまして、今まで以上に精進を重ね、修行を積んでいく覚悟でございます。最後になりますが、皆さんとともに、これからも歩んでまいりますので、どうかまんのう町議会の成績を上げるがために、邁進してまいりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

そういうわけでございまして、今一度、広く住民のみなさんに、私から今までの議長職の不手際を心からお詫びを申し上げたいと存じます。申し訳ありませんでした。

議会は新しい議長、新しい副議長、そして新しい委員会構成の基に刷新されまして、残りの2年間、皆で頑張っていけると確信しておりますので、今まで以上に御協力、御理解を頂戴したいと思います。

最後に当たりまして、まんのう町議会の皆さんの健康、健康が一番でございますので、十分な健康維持を願ひまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。貴重な御時間をいただきましたこと、兼ね合わせてお礼申し上げて御挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

○白川皆男副議長　ここで、暫時休憩いたします。

議会運営委員会を11時から開催いたします。

休憩　午前　10：47

再開　午後　14：25

○白川皆男副議長　休憩を戻して、会議を再開します。

○青野議会事務局長　それでは、先ほどの本会議の中で、議長辞職のところを日程第9　議長辞職と申し上げましたが間違いでありまして、実際は日程第8　議長辞職と訂正とさせていただきます。すみませんでした。

○白川皆男副議長　議会運営委員会報告を日程に追加することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川皆男副議長　異議なしと認めます。

議会運営委員会報告を日程に追加することとします。

追加日程第9　議会運営委員会報告

○白川皆男副議長　追加日程第9、議会運営委員会の報告をお願いします。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 議会運営委員会の、御報告を申し上げます。

休憩中に、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、同席のもとに議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、議会構成に関する追加日程などについて、慎重に審議しました。その結果を、御報告いたします。

議会構成に関する案件は、議長発議により、日程追加を行うことで、意見の一致を見ました。

なお、議事進行については、御手元に配布されております議事進行予定表のとおりであります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川皆男副議長 これもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの、委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○白川皆男副議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

追加日程第10、議長選挙を行います。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第10として、選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川皆男副議長 異議なしと認めます。

追加日程第10 議長選挙

○白川皆男副議長 追加日程第10、議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川皆男副議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川皆男副議長 異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に、田岡秀俊君を指名します。

お諮りします。ただいま、副議長が指名しました田岡秀俊君を議長の当選人と定めるこ

とに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川皆男副議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました田岡秀俊君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された田岡秀俊君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

田岡秀俊君。議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○田岡秀俊議長 失礼いたします。ただいま、皆様方の指名推選という形で議長をやるという、非常に私にとっては重い重責を、推選という形でいただきました。本当に議員の皆さまに感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

私も決断するところがありまして、議長というのは、そんなにあまい職でないと思っております。午前中の関前議長のお話し、歴史ある、このまんのう町議会の歴代議長の面々、決して汚すことがあってはならない、という決心をしております。私が考えますのは、この伝統あるまんのう町議会というものの価値を、ひいては、まんのう町の価値になりますが、他の市町あるいは、県、国に比べて少しでも価値を上げていきたいと、いうふうに考えております。対、執行部に対しましても、二元代表制の一翼を担う地方議会として対等以上の立場で、そういう気持ちで、お互いに切磋琢磨し、まんのう町のために頑張っていくという、そういう関係でなければならないと思っております。内と外の間関係があると思いますが、議会運営につきましては、皆様方の貴重な意見を少しでも取り入れられるべく、執行部との討議はもちろんですが、議員間の討議、自由討議、議員間討議というものを重視して少しでも合意に至れるような、そういう議会運営をしていきたいと思っております。

そして、外に対してまんのう町議会を代表するものとして、先ほども申しました、このまんのう町議会というものの価値を少しでも高められるような行動、当然まんのう町議会ひいては、まんのう町となりますが、その利益に叶うような行動を一番に取っていききたいというふうに、いま考えております。ぜひ、皆様方の今後の御指導、御鞭撻、御協力をお願いしたいと思います。いまは、それだけの思いで、非常に重い重責を担うことの決心をしたところでございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○白川皆男副議長 田岡秀俊議長。議長席にお着き願います。

私、ここで退席させていただきます。協力、いろいろとありがとうございました。

○田岡秀俊議長 ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 14:38

再開 午後 14:58

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

休憩中に、白川皆男副議長より辞職願の提出がありました。

お諮りします。副議長辞職の件を議事日程に追加することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１１として、議題とすることに決定しました。

追加日程第１１ 副議長辞職

○田岡秀俊議長 追加日程第１１、副議長辞職の件を議題とします。

本件については、除斥に該当しますので、地方自治法第１１７条の規定によって、白川皆男君の退場を求めます。

〔白川皆男副議長 退場〕

○田岡秀俊議長 職員に辞職願を朗読させます。

○青野議会事務局長 それでは、朗読をさせていただきます。平成２８年４月２７日、まんのう町議会 議長 田岡秀俊殿、まんのう町議会 副議長 白川皆男、辞職願、この度、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○田岡秀俊議長 お諮りします。白川皆男君の副議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、白川皆男君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

除斥を解きます。白川皆男君の入場を願います。

〔白川皆男議員 入場〕

○田岡秀俊議長 ここで、前副議長 白川皆男君の御挨拶があります。

○白川皆男議員 ２年間、どうもありがとうございました。十分な活動ができませんでしたが、皆さんに助けていただきまして、何とか２年間やってこられました。

どうもありがとうございました。

○田岡秀俊議長 お諮りします。本日の会議は、２４時まで時間延長をいたしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、２４時まで延長することに決しました。

暫時休憩といたします。

議員の皆さんは、３時１０分に全員協議会室にお集まりください。

休憩 午後 １５：０３

再開 午後 15:50

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第12として、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第12として、選挙を行うことに決定しました。

追加日程第12 副議長選挙

○田岡秀俊議長 追加日程第12、副議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

副議長に、白川正樹君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました白川正樹君を、副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました白川正樹君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選された白川正樹君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

白川正樹君。副議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○白川正樹副議長 初めに、指名推選ありがとうございます。副議長は、議長の補佐をするのが第一の仕事です。しかしながら、議長から例えば意見を求められたら、議長のイエスマンにはならず、自分の意見を十分言おうと思います。

また、昔からの言葉に良薬は口に苦し、諫言、耳に痛しの言葉があるとおりの精神でこ

れから参りたいと思います。２年間、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 各議員から、委員の辞任と所属変更申し出など提出されておりますので日程追加について、お諮りいたします。委員の辞任と所属変更の許可についての件、政策充実特別委員会廃止についての件、常任委員会委員の選任の件、議会運営委員会委員の選任の件、特別委員会委員の選任の件、仲多度南部消防組合議会議員の選出の件、選挙第１号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙の件、選挙第２号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件、議案第４号 監査委員（議員選出委員）選任の同意についての件、議会選出各種委員等の選出の件、議席の一部変更の件を議事日程に追加することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。したがって、

追加日程第１３委員の辞任と所属変更の許可について

追加日程第１４政策充実特別委員会廃止について

追加日程第１５常任委員会委員の選任

追加日程第１６議会運営委員会委員の選任

追加日程第１７特別委員会委員の選任

追加日程第１８仲多度南部消防組合議会議員の選出

追加日程第１９選挙第１号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙

追加日程第２０選挙第２号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第２１議案第４号 監査委員（議員選出委員）選任の同意について

追加日程第２２議会選出各種委員等の選出

追加日程第２３議席の一部変更

以上の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第１３ 委員の辞任と所属変更の許可について

○田岡秀俊議長 追加日程第１３、委員の辞任と所属変更の許可についての件を議題といたします。

各特別委員会委員及び議会運営委員より、辞任の申し出と、各常任委員より所属の変更の申し出がありましたので、これを許可いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決定しました。

追加日程第１４ 政策充実特別委員会の廃止について

○田岡秀俊議長 追加日程第１４、政策充実特別委員会の廃止についての件を議題と

いたします。

政策充実特別委員会の設置目的は、達成されましたので、これをもって調査研究が終了となります。政策充実特別委員会を廃止することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

政策充実特別委員会を廃止することに決定しました。

追加日程第 15 常任委員会委員の選任

追加日程第 16 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 17 特別委員会委員の選任

追加日程第 18 仲多度南部消防組合 議会議員の選出

の以上 4 件を、会議規則第 37 条の規定に基づき一括議題といたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第 15 から追加日程第 18 を一括議題といたします。

常任委員会 委員の決定等については、どのような方法でいたしましょうか。

〔「正副議長一任」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 正副議長に一任ということでございますので、各議員さんの意見を十分拝聴いたしまして、議会構成をいたしたいと思いますが、このよう決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、暫時休憩をいたします。

議員の皆さんは、4 時 10 分に全員協議会室に、御参集ください。

休憩 午後 15 : 59

再開 午後 20 : 15

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

正副議長に一任されておりました、先ほど一括議題といたしました案件について、休憩中に議員皆さんの意見を拝聴し、委員の選任を決定いたしました。

また、休憩中におきまして、委員長及び副委員長の互選も行われましたことを、御報告しておきます。それでは、事務局より発表させます。

○青野議会事務局長 それでは、まず常任委員会委員の選任ということで、常任委員会から発表させていただきます。

総務常任委員会、委員長大西豊議員、副委員長大西樹議員、委員松下一美議員、委員

竹林昌秀議員、委員白川正樹副議長です。教育民生常任委員会、委員長三好勝利議員、副委員長川西米希子議員、委員白川皆男議員、委員三好郁雄議員、委員田岡秀俊議長です。建設経済常任委員会、委員長川原茂行議員、副委員長白川年男議員、委員藤田昌大議員、委員関洋三議員、委員合田正夫議員です。

続きまして、議会運営委員会を公表させていただきます。委員長藤田昌大議員、副委員長関洋三議員、委員川原茂行議員、委員大西豊議員、委員三好勝利議員、委員竹林昌秀議員です。

続きまして、特別委員会委員の発表をさせていただきます。議会広報特別委員会、委員長白川年男議員、副委員長川西米希子議員、委員川原茂行議員、委員大西豊議員、委員白川皆男議員、委員白川正樹議員。

続きまして、予算決算特別委員会、委員長大西豊議員、副委員長大西樹議員、委員川原茂行議員、委員三好勝利議員、委員松下一美議員、委員藤田昌大議員、委員白川皆男議員、委員白川年男議員、委員関洋三議員、委員三好郁雄議員、委員合田正夫議員、委員川西米希子議員、委員竹林昌秀議員、委員白川正樹副議長です。

続きまして、仲多度南部消防組合議員を発表させていただきます。議員田岡秀俊議長、議員大西豊議員です。以上です。

○田岡秀俊議長 ただいま、事務局より発表した、追加日程第15常任委員会委員の選任、追加日程第16議会運営委員会委員の選任、追加日程第17特別委員会委員の選任、追加日程第18仲多度南部消防組合議会議員の選出については、発表のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、発表のとおり決定いたしました。

追加日程第19 選挙第1号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙

○田岡秀俊議長 追加日程第19、選挙第1号中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

本件につきましては、組合議会における、まんのう町の議員定数は組合規約第5条により3名となっており、そのうち2名は正副議長の職にある者、もう1名は議員の中から選挙することになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名します。中讃広域行政事務組合議会議員に、竹林昌秀君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました竹林昌秀君を中讃広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました竹林昌秀君が中讃広域行政事務組合議会議員に、当選されました。

ただいま、中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました竹林昌秀君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

以上で、中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を終わります。

追加日程第20 選挙第2号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○田岡秀俊議長 追加日程第20、選挙第2号香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

本件につきましては、組合議会における、まんのう町の議員定数は組合規約第8条により1名となっており、議員のうちから選挙することになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、三好勝利君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました三好勝利君を当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました三好勝利君が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

以上で、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

議案配布のため、少々休憩いたします。

休憩 午後 20:23

再開 午後 20:24

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

追加日程第21 議案第4号 監査委員（議員選出委員）選任の同意について

○田岡秀俊議長 追加日程第21、議案第4号 監査委員（議員選出委員）選任の同意について、本件については、除斥に該当しますので地方自治法第117条の規定により、11番、松下一美君の退場を求めます。

[松下一美君 退場]

○田岡秀俊議長 提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田隆義町長 ただいま上程されました議案第4号の監査委員（議員選出委員）選任の同意について、その提案理由を申し上げます。

監査委員の任期は、地方自治法第197条により、議会から選出されるものにあつては、議員の任期によることになっておりますが、このたび三好勝利委員より辞職願を受理いたしましたことから、新たに松下一美氏をまんのう町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住 所 まんのう町長尾1305番地2

氏 名 松下一美

生年月日 昭和21年11月3日

なお、任期につきましては、議員の任期によるものでございます。

御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よつて、議案第4号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件は、人事案件でございますので質疑、討論を省略して、採決いたしたいと思ひます。

お諮りいたします。ただいま、議題になっております、議案第4号、監査委員（議員選

出委員）選任の同意については、原案を同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、監査委員（議員選出委員）選任の同意については、原案を同意することに決しました。

除斥を解きます。松下一美君の入場を願います。

[松下一美君 入場]

追加日程第22 議会選出各種委員等の選出について

○田岡秀俊議長 追加日程第22、議会選出各種委員等の選出についての件を議題といたします。

議会選出各種委員等の選出については、正副議長に一任ということで、御手元に配布いたしました、議会選出各種委員等（案）のとおり決定したいと思います。事務局長より、朗読いたします。

○青野議会事務局長 それでは、議会選出各種委員会、協議会委員の選出について、発表させていただきます。

まず、1番まんのう町交通安全対策推進協議会・田岡議長、2番まんのう町国民保護協会・田岡議長、3番まんのう町土地開発公社・大西豊議員、三好郁雄議員、白川皆男議員、松下一美議員、4番まんのう町環境審議会・三好勝利議員、川西米希子議員、5番仲善シルバー人材センター運営協議会・三好勝利議員、6番まんのう町国民健康保険運営協議会・田岡議長、7番民生委員推薦会・田岡議長、三好勝利議員、8番まんのう町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会・田岡議長、三好勝利議員、9番まんのう町地域包括支援センター運営協議会・田岡議長、三好勝利議員、10番まんのう町地域密着型サービス運営委員会・田岡議長、三好勝利議員、11番まんのう町健康増進計画・食育推進計画策定委員会・三好勝利議員、12番まんのう町農業振興地域整備促進協議会・合田正夫議員、大西樹議員、川原茂行議員、13番まんのう町商工委員会・松下一美議員、大西樹議員、白川副議長、14番まんのう町中小企業融資審査委員会・大西豊議員、15番まんのう町都市計画審議会・白川年男議員、大西豊議員、藤田昌大議員、合田正夫議員、関洋三議員、16番四国びとのみらい実行委員会・田岡議長、17番土器川改修期成同盟会・田岡議長、18番国道438号整備促進期成同盟会・田岡議長、19番森林管理道琴南財田線建設期成会・田岡議長、川原茂行議員、20番県道丸亀三好線改良推進協議会・田岡議長、松下一美議員、川原茂行議員、三好勝利議員、合田正夫議員、藤田昌大議員、白川皆男議員、21番まんのう町地区中山間地域総合整備事業推進協議会・田岡議長、川原茂行議員、22番財田川沿岸防災協議会・川原茂行議員、竹林昌秀議員、23番まんのう町水道水源保護審議会・川原茂行議員、白川年男議員です。以上です。

○田岡秀俊議長 お諮りします。

以上のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決定をいたしました。

追加日程第２３ 議席の一部変更

○田岡秀俊議長 追加日程第２３、議席の一部変更を議題といたします。

変更議席表を、議員に配布しております。

議席の一部を、御配布の変更議席表のとおり変更いたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成２８年第２回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会時間 ２０時３２分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 4 月 2 7 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+